

(平成26年6月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月8日は16万5,000円、18年7月7日は13万5,000円、同年12月18日は16万7,000円、19年7月18日は13万5,000円、同年12月12日は18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月18日
④ 平成19年7月18日
⑤ 平成19年12月12日

私は、A社（現在は、B社）に勤務しており、申立期間に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する金融機関の預金通帳及び申立人に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、申立期間①は 16 万 5,000 円、申立期間②は 13 万 5,000 円、申立期間③は 16 万 7,000 円、申立期間④は 13 万 5,000 円、申立期間⑤は 18 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月8日は11万7,000円、18年7月7日は9万8,000円、同年12月18日は11万7,000円、19年7月18日は9万8,000円、同年12月12日は13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月18日
④ 平成19年7月18日
⑤ 平成19年12月12日

私は、A社（現在は、B社）に勤務しており、申立期間に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する金融機関の預金通帳及び申立人に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、申立期間①は11万7,000円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は11万7,000円、申立期間④は9万8,000円、申立期間⑤は13万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年4月まで

私は、昭和40年4月から勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、同年同月に市役所で私と妻の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を市役所又は金融機関の窓口で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月に市役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分の保険料を市役所又は金融機関の窓口で定期的に納付していたと主張しているが、申立人は、自身の国民年金手帳は所持していないとしている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことから、申立人は、当該期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

また、申立期間は121か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

私の国民年金の加入手続については、時期及び場所は定かでないが、父親が行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付場所については不明であるが、父親が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は、同手続に関して具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された20歳到達被保険者の資格取得処理日及び後の番号が付与された第3号被保険者の資格取得処理日から、平成3年9月頃と推認でき、申立期間当時学生であった申立人の当該期間は、任意加入適用期間の未加入期間となるため、制度上、当該期間の国民年金保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一市内に居住していたとする申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に会社を退職し、自営業を始めたので、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。当該手続後、申立期間の国民年金保険料については、はっきり憶^{おぼ}えていないが、銀行の窓口などで納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月に会社を退職後、国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人は、当該手続を行った時期を憶^{おぼ}えておらず、オンライン記録においても、当該手続に係る国民年金被保険者資格の取得処理が、退職後 3 年以上経過した 62 年 8 月になされていることが確認できること、ii) 申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付方法を具体的に記憶していないことから、当該期間当時の切替手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間のほとんどは、申立人の夫が厚生年金保険被保険者の期間であり、申立人が国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が切替手続により国民年金被保険者となった日は、昭和 61 年 4 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録においても、当該取得日前の申立期間に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間のほとんどは任意加入適用期間の未加入期間であり、遡って国民年金に加入することや国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番

号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から平成元年 11 月まで

私は、私の国民年金の加入手続について、誰が、いつ、どこで行ったのか憶^{おぼ}えていない。現在、年金手帳は所持していない。

申立期間の国民年金保険料については、私が、送付されてきた納付書により毎月区役所で納付していたが、納付した保険料額の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続について、誰が、いつ、どこで行ったのか記憶が無く、申立期間の国民年金保険料についても、送付されてきた納付書により毎月区役所で納付していたと述べるのみで、納付した保険料額の記憶が無いなど、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は 271 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり複数の行政機関が事務処理を誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年6月までの期間及び7年1月から10年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から同年6月まで
② 平成7年1月から10年7月まで

私は、平成2年2月頃、会社を退職したので区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料については、私が区役所で納付書により納付していたと記憶しているが、具体的な納付方法や保険料額の記憶が無いので、母親が納付してくれていたのかもしれない。

申立期間②の国民年金保険料については、平成7年に離婚したので、区役所で国民年金の第1号被保険者への種別変更の手続を行い、毎月、銀行で納付書により納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年2月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の資格取得日等から、6年4月ないし同年5月頃と推認でき、申立人の主張と一致しない。

申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、具体的な納付方法や保険料額の記憶が無い上、保険料を納付していたかもしれないとする申立人の母親からも、保険料の納付について、具体的な証言を得ることができなかったことから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、

申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

申立期間②について、申立人のオンライン記録によると、平成7年1月26日付けの国民年金第3号被保険者資格の喪失及び第1号被保険者資格の取得についての記録は、12年9月14日に処理されていることが確認できることから、当該処理が行われるまで、申立人は、当該期間は、第3号被保険者として管理されていたと考えられるため、国民年金保険料の納付を必要としない期間であった上、当該処理が行われた時点において、当該期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間②の一部は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 3 月 21 日まで

私は、平成 10 年 12 月 21 日に A 社に入社した。同社から「当社は厚生年金保険料を滞納しているため、B 社の方で加入させる。」と言われ、その後、「平成 11 年 5 月 1 日からは、A 社の方で加入させる。」と言われた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社における標準報酬月額が、当時同社からもらっていた給与の総額より、著しく低い額で記録されていることが分かった。給与額に変更は無かったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳の写しにより、申立期間における申立人の給与額は、その前の期間と比較して減額となっていなかったことがうかがえる。

しかしながら、A 社の事業主は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除額については不明である旨回答している。

また、申立人と同様に A 社における資格取得時の標準報酬月額が、B 社における標準報酬月額よりも低額となっている複数の同僚からも、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持しておら

ず、このほか申立期間において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月頃から29年1月14日まで
私の年金記録を確認したところ、A社での厚生年金保険の被保険者期間の記録が、昭和29年1月14日から30年4月22日までの15か月間しか無い。私の記憶では、2年半ぐらい同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合の加入期間記録照会回答から、申立人が昭和28年6月10日に同健康保険組合の被保険者資格を取得したことが確認できること、及び同僚が入社数箇月後に健康保険の被保険者になった旨を回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届及び臨時・健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の資格取得日が昭和29年1月14日と記載されており、同社は、同日よりも前の期間は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思われる旨、回答している。

また、A社において、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ昭和29年1月14日である複数の者に、自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日について照会したところ、回答があった8人は、「入社日と厚生年金保険の資格取得日が数箇月相違している。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿、A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載された申立人の資格取得日は昭和29年1月14日であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険の標準報酬月額のうち、申立期間①の標準報酬月額が、その直前の期間の金額より 2,000 円低い金額となっており、また、申立期間②の標準報酬月額だけ、その前後の期間の金額より 6 万円も低い金額となっているのは、いずれも不自然であるので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その直前の期間の標準報酬月額より 2,000 円低い金額となっているのは不自然であると主張している。

しかしながら、A社は、「賃金台帳等の資料を保存していないことから、申立期間①の給与総額及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立人の昭和 46 年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額が、オンライン記録においては 10 万円とされている一方で、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては 9 万 8,000 円と記載されていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は 10 万円であるが健康保険の標準報酬月額は 9 万 8,000 円であったと考えられるところ、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の標準報酬月額等級が改正されたことにより 10 万円という標準報酬月額は廃止され、新たな標準報酬月額として 9 万 8,000 円が加わっていることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、それまでの 10 万円から、健康保険の標

準報酬月額と同額の9万8,000円に改定されていることに不自然さは見当たらない。

申立期間②について、申立人は、平成7年10月の標準報酬月額だけ、その前後の期間の金額より6万円も低い金額となっているのは不自然であると主張している。

しかしながら、A社は、「賃金台帳等の資料を保存していないことから、申立期間②の給与総額及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された「被保険者情報照会」により、申立人に係る標準報酬月額改定歴は、平成6年10月の定時決定では、平均報酬月額が59万3,060円で標準報酬月額は59万円、7年10月の定時決定では、平均報酬月額が51万8,070円で標準報酬月額は53万円、同年11月の随時改定では、平均報酬月額が58万9,867円で標準報酬月額は59万円とそれぞれ記録されていることが確認でき、これらの標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、平成7年10月の定時決定処理は同年8月23日に、同年11月1日の随時改定処理は同年11月24日にそれぞれ行われていることが確認でき、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。